

## 中部運輸局自動車交通部

令和8年9月11日 14:00発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

三屋、岡本 TEL 052-952-8082

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当

大石、吉岡 TEL 058-279-3714

## 乗合バス事業者車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：名阪近鉄バス 株式会社（代表取締役 谷口 弘幸）

住 所：愛知県名古屋市中村区名駅3丁目21番7号

営 業 所：若森営業所（岐阜県大垣市本今町字神田400番地1号）

## 2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年9月11日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 60日車（2両×30日間）

## 3. 監査端緒

令和8年6月24日（水）大垣市自主運行バス、大垣市内線、輪之内線において、自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車で運行を行ったことから監査を実施した。

## 4. 主な違反内容及び違反条項

（1）自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

（道路運送車両法第58条第1項）

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数

6点

当該事業者の累積違反点数

6点